

令和7年度 第4回安芸太田町上下水道料金審議会 会議録

開催年月日	令和8年1月28日（水）	
開催場所	安芸太田町役場 本庁2階 大集会室	
開会・閉会日時	開 会	令和8年1月28日（金）午前10時00分
	閉 会	令和8年1月28日（金）午前11時15分
出席・欠席委員	出席委員	伊藤敏安・清水聡行・田邊雅代・木下博志・小笠原晋 大倉啓司・片山豊和・二見吉康・影井伊久美
	欠席委員	津田 宏
事務局	副 町 長 木村 富美 総務課主幹 郷田 亮 建 設 課 長 武田 雄二 課長補佐 佐々木 浩吉 企画員 片岡 淳 係長 栗栖 祐二 主任 池野 優子 主事 大江 朋亮	
審議事項	<p>(1) 前回の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な意見 ・提案（意見）に対する考え方 <p>(2) 水道料金の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金改定案 ・優遇制度の廃止 <p>(3) 改定に向けた当面のスケジュール</p>	

令和7年度 第4回安芸太田町上下水道料金審議会（主な意見）

日時：令和8年1月28日（金）10：00～11：15

場所：安芸太田町役場本庁2階 大集会室

1 開会

2 あいさつ

●主な意見等

【水道料金の改定】

（委員）

加計水泳プールの件、料金を安くされてたということだと思うが、今後のスケジュールをみると、システム改修期間も踏まえたうえで料金改定時期を考えられていると理解している。新料金と加計水泳プールの優遇制度の廃止もシステム改修と連動してくると思うが、例えば8月の検針に反映するということであれば、夏に使うプールも、料金改定の前後というタイミングになると思うが、その時期について具体的にどのように考えているのか。

（事務局）

この度の料金改定時期は、令和8年10月検針分からで予定しており、具体的には8月の検針日以降からの適用と考えている。

加計水泳プールについては、例えば夏に6月から使用された場合、8月の検針日までの使用分は現在の1/5の料金が適用され、8月の検針日以降の使用分については、従前の優遇制度は適用しない。

合わせて、システムの改修の質問について、現状、加計水泳プールの優遇制度については、毎年スケジュール管理の中で、請求金額をその都度更正しており、システムでの自動計算とはなっていない。

（委員）

改定後の料金体系による給水収益の試算は、人口減少や使用水量が減っていく状況を加味した試算と認識して良いか。また、その前提のもと、メーター口径や使用水量をもとに超過料金も含めて、令和8年度及び令和13年度の試算を行い、料金回収率が60%となるように設定されていると認識して良いか。

（事務局）

そのとおりで、将来の動向を踏まえた上での試算である。

（委員）

水道料金は下水道使用料と合わせて請求されると思うが、料金改定後、下水道使用料も合わせると幾らくらいになるのか。例えば、メーター口径13mmの方が1ヶ月で13m³使用した場合、改定後の水道料金が2,167円となっているが、下水道使用料も含めると幾らくらいになるのか。

(事務局)

下水道料金は、1ヶ月の基本料金が1,848円、超過料金207円であり、平均使用水量の13^mを使用の場合、2,469円となる。

一方、水道料金の令和8年度の改定案は、メーター口径13mmで1ヶ月13^mを使用の場合は2,167円となるので、合わせて、1ヶ月で上下水道料金4,636円となる。

(委員)

検針は従来通り偶数月、口座振替は翌月で変わらないか。

(事務局)

長年続いている奇数月請求が町民に浸透していると考えており、請求する時期は変えない。従来通り、検針は偶数月に行い、翌奇数月の15日に納付書発送、月末に口座振替を行う。

(委員)

資料(6ページ)をみると小口径(13mm、20mm)の方に配慮しているという内容だと思うが、小口径の方の割合は全体の93.5%と多く、残りの方で料金を高く設定した、というふうに取り得られる。

以前の資料では、一人暮らしの方の平均使用水量は1ヶ月10.3^mという説明があったが、世帯数の多い、例えば30^m、40^m使用する世帯と比較しても配慮していると分かる内容であれば良いと思う。また、資料(12ページ、13ページ)に使用水量20^mの場合や平均使用水量の場合の比較があるが、資料(6ページ)の内容だけでは、小口径の方に配慮しているという事にはならないのではないかとと思う。

それらを踏まえ分かりやすい資料とした方が良い。

(委員)

補足として、メーター口径別での配慮した点と、それぞれのメーター口径での10^m程度使用の場合と、40^m程度使用の場合の比較した内容などを分かりやすく整理した内容であれば良いと思う。

(事務局)

今回、料金改定の説明資料として出させてもらっているが、今後も料金改定にあたっては、町民の皆様へ広報等、様々な形で説明を行う機会がある。

その時には、一人暮らしの方に配慮した上で、大口の企業の方々には少し負担をいただくというのが分かりやすく伝わるように、もう一度説明の方法を検討していきたい。

【答申案】

(会長)

答申案ということで、現状とそれを受けた上での料金改定の考え方、更に今までの過去3回の審議会では皆さんの意見を反映させた形で作成したものである。

(委員)

答申案(3ページ)の3の(2)料金体系の中で、基本水量について、下水道使用料をいつ頃改定するかにもよると思うが、下水道使用料を検討する時にはすぐに改定すると読み取れるため、「改定時に検討するが、次回の改定まで据え置く」としてはどうか。

他市町では、基本水量がなく、従量料金制という話もあるようなので、意図は分かるのだが、文書を修正してはどうか。

(事務局)

基本水量の改定については、今回の改定では据え置いて下水道使用料の改定時に検討するというので、現時点では下水道使用料の改定時期は未定であり、今後予定している令和13年度の水道料金改定よりも下水道使用料の改定時期の方が早まる場合もあるため、必ずしも「次回(令和13年度)の改定まで据え置く」とは言えず、現段階では、このような表現としている。

(委員)

料金改定する場合、システム改修の費用がかかるという話もあったので、基本水量の見直しも踏まえ検討されると理解している。

(事務局)

改めて下水道使用料の改定を行う必要があると判断する時には、当然ながらそれに関わるシステム改修費も含めて、下水道使用料の改定期間はいつが良いか、改めて検討したい。

(委員)

答申案の「1 はじめに」の中ほどに「水道事業の経営に当たっては、将来にわたって安心・安全な水を安定的に提供するため、持続可能な経営基盤の確立が常に求められている。」と記載されているが、全体的に暗い感じがする。

審議会で審議した前提が、町長も言われた通り「将来的に安心安全に繋いでいく」ということを念頭において、皆さん審議に当たったと思うので、最後の3行目は「本審議会では審議に当たり、将来にわたって安心安全な水を安定的に」という文章にした方が、審議会の意向として伝わりやすいと思う。

(会長)

「1 はじめに」の最後に「太田川源流のおいしい水」という表現を使って、もっとおいしい水を提供するという意味や意図が伝わる内容で考えていきたい。

(委員)

大事なのは、今言われたおいしい水ということ。これから料金を上げるという時に、やはり日常的な生活の中で水に意識してもらおうという事が重要である。

料金改定すれば、1ヶ月10m³で1,600円弱にはなるが、1m³(1,000L)で約160円となり、1Lのペットボトルが160円だとすれば、水道水がすごく安いという事を知ってもらえるのではないかな。そこに気づいてもらえるような広報をしていかないといけないと思う。

値上がりして使用量を減らすと水道事業の収入は減る。ペットボトルの代わりにおいしい水道水を飲んでもらえば、水道事業の収入は維持できるという発想が必要だと考える。

私は水道水を冷蔵庫で冷やして使っているが、そういうことをやって、値上がり分を自分たちでカバーしていこうという意識を持ってもらってはどうか。これから具体的に啓発をしていく時は、その辺りをお願いしたいと思う。

(事務局)

これまでの審議会でいただいたご意見を踏まえて、進めていきたいと思っている。今年度「水道シンポジウム」を開催して、水の価値というのを伝えるという事は非常に大切なことだなと感じたところである。水道料金改定に関わる広報もだが、こういった意識啓発は引き続き進めていきたいと考えている。

(会長)

料金改定に合わせて、是非このような広報啓発も進めてもらいたい。

(委員)

「4 一般会計繰入金の考え方について」(2) 基準外繰入金の「財政規律が損なわれないうよう」とあるが、現状でもやはり苦しい状況であり、ここの「財政規律」を削除し、「最小限に留める」というような書きぶりでも良いかと思う。やはり、全てを賄うのは法定上も難しい所があるので、ただ、財政規律と言ってしまうと、収支を合わせていくところもあり、なかなか難しいかと思う。

この辺りの記載表現は、会長と事務局へお任せするので、調整していただきたい。

(事務局)

ここは少し厳しい表現となっていると思うが、本町の場合、簡易水道以外の水道の方も多くおられるため、簡易水道に一般会計を繰り入れる場合はそれ以外の水道利用者とのそのバランスも考えないといけないという意味で、財政規律と書いている。そこは、もう少し記載表現を会長と相談させてもらいたいと思う。

(委員)

以前も言わせてもらったが、この水源を守っている安芸太田町に、広島市などから水源保全に対する負担金のようなものをもらえるようお願いしてもらえば良いと思う。今回の資料を見ても水道料金が県内で広島市が一番安いので、幾らか、負担してもらえるように努力してもらいたいと思っており、その辺りの内容を文章として入れてもらえないか。

(会長)

森林税というものもあり、回りまわって広く負担してもらおう考えもあると思う。

(事務局)

広島市や近隣市町との連携は非常に大切だと思っている。

今年度開催した「水道シンポジウム」で広島市水道局からも啓発パネルを借りるなど、技術支援を含めて色々と協力いただいている。そういう意味では、財政負担というよりは「近隣市町との連携」という観点から、附帯意見のところを追記する方向で、改めて会長と相談させてもらいたい。

(会長)

答申案については、大きな変更点はなかったと思うが、重要なご指摘が幾つかあったので、修正、調整について、事務局と会長へ一任いただいて良いか。

(委員)

異議なし